平成３０年（フ）第５２３号
福岡市早良区干隈４丁目13番24号、前住所福岡市早良区飯倉６丁目29番９―202号
債務者　大山　健一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９６号
福岡市博多区比恵町10番15―406号
債務者　木場幸太郎
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲谷陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８４号
福岡市博多区博多駅南３丁目20番17―502号、前住所福岡県糟屋郡新宮町大字新宮118番地新宮アンプＧ号
債務者　阿部　浩二
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒野　賢大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３９号
福岡市早良区原１丁目28番30―602号
債務者　森山　治朗
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９７号
新潟市東区東中野山３丁目１番19号
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６３４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻893番地２　ウエルズ児島Ⅱ　102号、前住所福岡県久留米市国分町1103番地９
債務者　仲　　久義
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　文明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻893番地２　ウエルズ児島Ⅱ　102号、前住所福岡県久留米市国分町1103番地９
債務者　仲　　敏子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　文明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４１号
広島市安佐南区安東２丁目５番16―112号、申立時の住所広島市安佐南区上安１丁目13番６―401号
債務者　メキシカン×そば粉創作酒場ａｌｆｏｎこと　千崎　浩一（旧姓堀切）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々井真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３４号
香川県さぬき市造田野間田721番地９
債務者　中田　大助
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植野　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６４号
函館市柳町７番10―106号　イーストコア
債務者　伊勢　由美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５７号
北海道亀田郡七飯町大中山１丁目８番26号　湯出川荘　６号室
債務者　笹木多美也
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７６号
山形市鈴川町１丁目５番７号
債務者　髙橋　智也
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９９号
山形市双葉町２丁目１番39―403号　シャトレーセンバ
債務者　安達　勇人
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
北海道網走郡美幌町字稲美100番地の72、前住所さいたま市緑区原山１丁目27番22―104号
債務者　大前　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第６４１号
埼玉県鴻巣市糠田1781番地２
債務者　平賀　拓朗
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７２７号
さいたま市西区大字指扇1742番地18　サンアゼリア壱番館306号
債務者　関口　卓也
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７３６号
埼玉県川口市大字安行領家1213番地　グリーンアネックスＢ202
債務者　渡邊　美咲（旧姓中澤・梅屋）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係